
第4章 計画が指すもの

第4章 計画が目指すもの

1 計画の基本的理念

国が障害者基本法で掲げている「共生社会」は、障害のあるなしにかかわらず国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害のある人が社会の一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会であり、この第二期帯広市障害者計画は、自立と共生の理念のもとに「共生社会」の実現を図ります。そして、市民だれもが社会の大切さを理解するとともに、必要な配慮と支援ができる仕組みをつくり、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指します。

また、障害のある人の権利擁護と合理的配慮という概念を導入した「障害者権利条約」が国連で採択されたことにかんがみて、国や北海道の動きを踏まえながら新たな取り組みをすすめていきます。

2 計画の目標

障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。

3 計画の基本的視点

(1) 障害者理解の促進

…誰もが暮らしやすいまちにするために…

障害や障害のある人についての正しい理解を深めるため、市民の意識啓発や交流機会を拡大し、ノーマライゼーション理念の定着を図ります。

(2) 生活の支援の充実

…地域で当たり前暮らし続けるために…

障害のある人が、安心して地域生活を送れるよう、障害者福祉サービスを充実するとともに、個々の障害に応じた福祉サービスの情報提供や相談体制を充実します。

(3) 自立した地域生活への支援の充実

…自分らしく生き生きと暮らすために…

障害のある人が自立した地域生活を送るため、居住環境の整備を促進するとともに、文化やスポーツ活動への支援を通じて、障害のある人の社会参加を促進するほか、意欲や能力に応じて働けるよう就労支援を充実します。

4 施策の体系

